



# 児童発達支援サービスについて（未就学児）



## 🔑 療育って何ですか？

「言葉をあまり話さない」「落ち着きがなく動き回る」「かんしゃくがひどく、毎日のように泣きわめく」など、お子様の状態によっては、どのように我が子に関わったらよいか分からず、不安を感じる保護者もおられるかもしれません。療育とは、発達に特性等があるお子様に対して、本人に合った子育ての方法を保護者と一緒に考えるとともに、お子様の「社会の中で、自分らしく生きていく力」を高める支援を行う場のことをいいます。例えば、言葉を使ったコミュニケーションが難しいお子様には、発音の仕方を教えたり、言葉以外の伝達方法を一緒に考えたりします。お子様の力が高まり、療育の必要性が少なくなると、療育に行く回数を減らしたり、療育を終了したりします。



## 🔑 児童発達支援サービスって何ですか？

療育が必要なお子様が利用できるサービスのことです。療育に通うためには、保護者は、市役所に児童発達支援サービスの利用を申請する必要があります。併せて、例えば「言葉やコミュニケーションに焦点を当てた支援をしてほしい」「身体の使い方に焦点を当てた支援をしてほしい」など、お子様のニーズに応じた事業所を選択します。各事業所では、「個別の支援計画」が作成され、それに基づいて支援が行われます。



## 🔑 児童発達支援サービスを受けるまでの流れについて教えてください。

① 保護者は、サービス利用申請書を市に提出します。

② 保護者は、相談支援事業所を選択して契約します。

③ お子様は保育所等に通われている場合は相談支援事業所が保育所等に出向き、お子様の状況を確認します。  
保護者は、児童発達支援事業所の見学・選択を行います。

- ① 健康増進課で発達相談を行った場合は、健康増進課からの意見書【添付要(写し可)】
- ② 障害者手帳(身体・療育・精神)【添付不要】
- ③ ①・②のどちらもない場合には、医師の診断書、意見書【添付要(写し可)】

### 【始良市の相談支援事業所】

- ・ 生活支援センターさちかぜ
- ・ 障害児相談支援事業所 虹の家
- ・ ウイングプランセンター
- ・ Becoming(ビカミング)相談支援
- ・ ネクサスプランセンター
- ・ 相談支援事業所 Prism
- ・ 相談支援事業所 セカンドプレイス
- ・ 相談支援事業所 はなまる

R5.3 以降の発達相談対象児

裏面へ

④ 相談支援事業所が利用計画案を作成し、市へ提出します。

⑤ ④の計画案により、市はサービス等の支給決定を行い、受給者証を発行します。

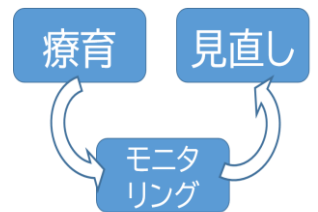
⑥ 決定されたサービス内容を基に、相談支援事業所を中心に関係者による担当者会議が開催されます。そこで、サービス等利用計画書が作成され、市に提出されます。  
保護者は、児童発達支援事業所と契約します。

⑦ 療育が利用開始になります。



#### ☞ モニタリングって何ですか？

モニタリングとは、お子様の支援に関係する方が集まり、お子様の現状や支援の状況について確認し、今後の支援について話し合う場です。保護者、相談支援事業所、児童発達支援事業所、保育所・幼稚園、市の関係課職員等が集まり、3～6か月に1回程度設定されます。モニタリングの結果を踏まえて、「今後お子様が更に成長するには、療育をどれくらい利用したらよいか」等について検討します。



#### ☞ 児童発達支援サービスを受けられる期間は？

期間は1年間です。引続き支援の必要性がある場合には、モニタリングや診断書などにより判断します。モニタリングを行わないまま、引き続き支援を受けることはできません。



#### ☞ 保育所等訪問支援って何ですか？

保護者からの依頼により、療育のスタッフが保育所や幼稚園などお子様が日中過ごされる施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行うものです。この支援を通して、園がより一層、お子様にとって安心・安全に過ごせる環境になり、保育や教育の効果を最大限に引き出すことにつながります。



※ ご不明な点は、長寿障害福祉課（Tel66-3251）までお問い合わせください。